

社会保険料控除証明書が送付されました

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）が、日本年金機構から11月上旬に被保険者の方に送付されました。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

◎2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の

証明書が送付されます。

なお2月発送の対象者は、納付済み額が確定していますので、見込み額はありませぬ。

◎国民年金保険料は家族で連帯して納付

国民年金の保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となりますので、年末調整などの手続きの時にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も、申告する方の申告書に添付する必要があります。

■「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのお問い合わせ

国民年金事務所
〒0570-0700 1117
※一般固定電話の場合、市内通話料

金のみでご利用いただくことができます。

専用ダイヤルの開設期間
11月1日（祝）から平成24年3月15日（土）まで

※ただし祝日、12月29日から翌年1月3日まではご利用できません

受付期間
▽月曜日から金曜日まで
午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は、午後7時まで受け付けします。

▽第2土曜日
午前9時30分から午後4時まで

■その他年金に関するお問い合わせ

国民年金事務所
〒024-932-3434
国民年金事務所
〒72-6933

広報おのまち有料広告募集！

- 掲載位置 広報おのまちの表紙と裏表紙を除く各ページの最下段
- 掲載規格 1号広告…縦45mm×横178mm(最下段1段)
2号広告…縦45mm×横88mm(最下段1段の1/2)
※いずれも1色刷り
- 掲載料 1号広告…1回：10,000円 連続6回：50,000円
2号広告…1回：5,000円 連続6回：25,000円
- 掲載期間 広報おのまち1号につき1回
申し込み方法など詳しくは町ホームページをご覧ください。

企画画商工課 ☎72-6938